

# 愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

## 新 旧 対 照 表 (案)

2026年2月修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考												
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>													
	<b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>													
	<b>第1節 防災の基本理念</b>	<b>第1節 防災の基本理念</b>													
16	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きた確率は80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p> <p>県、市町村を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>南海トラフで、今後30年以内にマグニチュード8~9クラスの地震が発生する確率は、高いもので60%~90%程度以上とされ、海溝型地震としては最も高いⅢランクに位置付けられており、この地域は、巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p> <p>県、市町村を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組を進めていかなければならない。</p> <p>さらに、県及び市町村は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難生活環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	地震調査研究推進本部「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」一部改訂を踏まえた修正及び防災基本計画を踏まえた修正												
	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>													
	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>													
21	<b>3 指定地方行政機関</b>	<b>3 指定地方行政機関</b>	指定地方行政機関への指定を踏まえた修正												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。</li> <li>(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。</li> <li>(3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。</li> <li>(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。</li> <li>(5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。</li> <li>(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。</li> <li>(3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。</li> <li>(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。</li> <li>(5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。</li> </ul>	<u>(追加)</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。</li> <li>(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。</li> <li>(3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。</li> <li>(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。</li> <li>(5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>中部管区行政評価局</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者への生活支援情報の提供</li> <li>(2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</li> <li>(3) 特別行政相談所の開設</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	機関名	内 容	中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。</li> <li>(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。</li> <li>(3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。</li> <li>(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。</li> <li>(5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。</li> </ul>	中部管区行政評価局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者への生活支援情報の提供</li> <li>(2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</li> <li>(3) 特別行政相談所の開設</li> </ul>	
機関名	内 容														
中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。</li> <li>(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。</li> <li>(3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。</li> <li>(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。</li> <li>(5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。</li> </ul>														
<u>(追加)</u>															
機関名	内 容														
中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。</li> <li>(2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。</li> <li>(3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。</li> <li>(4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。</li> <li>(5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。</li> </ul>														
中部管区行政評価局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者への生活支援情報の提供</li> <li>(2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</li> <li>(3) 特別行政相談所の開設</li> </ul>														

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
	<b>第2編 災害予防</b>	<b>第2編 災害予防</b>	
	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>	
	<b>第1節 防災協働社会の形成推進</b>	<b>第1節 防災協働社会の形成推進</b>	
33	<p>(略)</p> <p><b>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p>(1) 市町村内の一定の地区内の住民及び<u>当該地区に事業所を有する事業者</u>は、当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区的市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b></p> <p>(1) 市町村内の一定の地区内の住民及び<u>公共的団体又は民間の団体</u>は、当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区的市町村と連携して防災活動を行うこととする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
	<b>第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携</b>	<b>第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携</b>	
33	<p><b>1 県(防災安全局、関係局)及び市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>自主防災組織の推進</u></p> <p>(略)</p> <p>イ <u>自主防災組織等の環境整備</u> 県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と<u>これら</u> <u>の組織</u>との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>1 県(防災安全局、関係局)及び市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>自主防災組織の育成強化</u></p> <p>(略)</p> <p>イ <u>自主防災組織等の環境整備</u> 県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と<u>自主防</u> <u>災組織や防災士等の多様な主体</u>との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</p> <p><u>ウ 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</u></p> <p><u>(ア) 防災リーダーの養成</u> 県及び市町村等は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。</p> <p><u>(イ) 防災リーダーのネットワーク化の推進</u> 防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び市町村は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。</p> <p><u>また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正 及び 記載場所の整理
34			

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p>(3) 防災ボランティア活動の<u>支援</u></p> <p>ア <u>ボランティアコーディネーターの確保</u></p> <p>県及び市町村は、大地震により行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>イ <u>防災ボランティア活動の環境整備</u></p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>（追加）</p> <p>(4) 連携体制の確保</p>	<p>な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市町村は防災リーダーを積極的に活用するものとする。</p> <p>(3) 防災ボランティア活動の<u>環境整備・連携体制の強化</u></p> <p>ア <u>防災ボランティア活動の普及・啓発</u></p> <p>県及び市町村は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。</p> <p>イ <u>ボランティアによる防災活動への参加促進</u></p> <p>県及び市町村は、ボランティア休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>県は、防災ボランティア活動基金を設置し、防災ボランティアの災害時の活動を支援するものとする。</p> <p>ウ <u>避難所運営等に取り組むボランティア人材の育成・確保</u></p> <p>県及び市町村は、NPO・ボランティア等と連携して、避難生活リーダー/サポートー等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</p> <p>エ <u>ボランティアコーディネーターの確保</u></p> <p>県及び市町村は、行政、県民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。</p> <p>このため、県及び市町村等は、コーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。</p> <p>（削除）</p>	

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</p>		
34	<p><b>2 県（防災安全局、関係局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害中間支援組織の育成等 <u>(追加)</u></p> <p>県は、災害発生時における<u>(追加)</u>官民連携体制の強化を図るため、<u>(追加)</u>県域において活動を行う災害中間支援組織 <u>(追加)</u>の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>2 県（防災安全局、関係局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害中間支援組織の育成等 <u>受援体制の構築・強化</u></p> <p>県は、災害発生時における<u>ボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、県域において活動を行う災害中間支援組織であるあいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、あいち広域ボランティア・NPO支援本部の設置場所や資機材の確保、ボランティアコーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>さらに県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。</u></p> <p><u>また、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p><u>(4) 連携体制の確保</u></p> <p>県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、県域における災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）であるあいち広域ボランティア・NPO支援本部を含めた連携体制の構築を図るものとする。</p> <p><u>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を</u></p>	<p>防災基本計画を踏まえた修正、「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正及び記載場所の整理</p>

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
		<p><u>図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用</u></p> <p><u>県は、大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、あらかじめ被災地に救援の手を差し延べる意思のあるグループを募集して愛知県防災ボランティアグループとして登録し、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。</u></p>	
35	<p><b>3 市町村における措置</b></p> <p>(1) 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>市町村は、自主防災組織がN P O・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 災害ボランティアセンター</p> <p>市町村は、災害発生時における<u>(追加)</u>官民連携体制の強化を図るために、<u>(追加)</u>市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>3 市町村における措置</b></p> <p>(1) 防災関係団体ネットワーク化</p> <p>市町村は、自主防災組織がN P O・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防(防火)クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p><u>また、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p>(2) 災害ボランティアセンター</p> <p>市町村は、災害発生時における<u>ボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するとともに、官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターの設置場所や資機材の確保、コーディネーターの派遣等の手続きの整備、立ち上げ、運営に係る訓練の実施など受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p><u>また、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正及び記載場所の整理
35	<p><b>5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進</b></p> <p><u>(略)</u></p> <p><b>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p><u>(略)</u></p>	<u>(削除)</u>	記載場所の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
36	<p><b>7 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用</b> (略)</p> <p><b>第2章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第2節 交通関係施設等の整備</b></p>		
42	<p>(略)</p> <p><b>2 道路施設</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第2節 交通関係施設等の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 道路施設</b></p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
43	<p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。具体的には、次の事前措置を講ずる。</p> <p>ア 道路啓開計画の検討・共有</p> <p>津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「愛知県道路啓開計画（南海トラフ巨大地震）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、<u>(追加)</u>関係機関との情報共有を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p> <p>地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。具体的には、次の事前措置を講ずる。</p> <p>ア 道路啓開計画の検討・共有</p> <p>津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「愛知県道路啓開計画（南海トラフ巨大地震）」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、<u>定期的な見直しを行う。また、</u>関係機関との情報共有を図る。</p> <p>(略)</p>	
45	<p><b>6 港湾・漁港</b></p> <p>(1) 港湾</p> <p>ア 耐震強化岸壁の整備</p> <p><u>震災時における海上輸送機能を確保する</u>ため、耐震強化岸壁の整備やガントリークレーンの免震化を進め<u>る</u>。</p> <p>(略)</p>	<p><b>6 港湾・漁港</b></p> <p>(1) 港湾</p> <p>ア 耐震強化岸壁の整備</p> <p><u>災害時の海上からの円滑な輸送の</u>ため、耐震強化岸壁の整備やガントリークレーンの免震化を進め、<u>港湾の防災拠点機能を確保する</u>。</p> <p>(略)</p>	
47	<p><b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 上水道</b></p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。(略)さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 上水道</b></p> <p>(1) 施設の防災性の強化</p> <p>水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。(略)さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁を設置していく必要がある。</p> <p><u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正及び表現の整理

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p>被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。 (略)</p> <p>(4) 防災非常時の協力体制の確立</p> <p>水道事業者（<u>市町村長</u>）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。(略)</p> <p>また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p> <p>被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。 (略)</p> <p>(4) 防災非常時の協力体制の確立</p> <p>水道事業者（<u>市町村</u>）は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町村又は県は、これらに積極的に協力する。(略)</p> <p>また、関係職員、関係業者、関係行政機関等の非常参集、連絡体制を平素から確立していくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。</p> <p><u>さらに、水道事業者（市町村）は、発災後においても施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p> <p>(略)</p>	
49	<b>6 下水道</b> (略)	<b>6 下水道</b> (略)	防災基本計画を踏まえた修正
50	<p>(7) 流域下水道B C Pに基づく防災対応力の向上</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(7) 流域下水道B C Pに基づく防災対応力の向上</p> <p>(略)</p> <p><b>(8) 防災体制の強化</b></p> <p><u>発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u></p>	
	<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b>	
71	<p><b>2 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。</p> <p>なお、<u>(追加)</u> 本システムと <u>(追加)</u> 総合防災情報システム（SOBO-WEB）</p>	<p><b>2 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。</p> <p>なお、<u>災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p>間でデータ連携を行うこととする。</p> <p>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などをを目指し、<u>市町村防災支援システムの</u>運用を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><u>との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ</u>本システムと<u>新</u>総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。</p> <p>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などをを目指した運用を行う。</p> <p>(略)</p>	
72	<p><b>4 消防機関（市町村）における措置</b></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>4 消防機関（市町村）における措置</b></p> <p><u>(1) 消防施設、車両、資機材の整備等</u></p> <p>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p> <p><u>(2) 津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備</u></p> <p><u>津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画を踏ました修正
73	<p><b>6 救助・救急に係る施設・設備等</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><b>7 道路等の復旧に係る施設・設備等</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>6 救助・救急に係る施設・設備等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>7 保健医療福祉活動に係る体制整備等</b></p> <p><u>(1) 保健医療福祉活動の体制の強化</u></p> <p><u>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）が円滑に機能するよう、体制の充実・強化に努めるものとする。また、県は、災害時に福祉部連絡要員による保健医療調整本部との円滑な情報共有等を行うため、平時から連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 保健医療・福祉に係る関係者間の連携体制の構築</u></p> <p><u>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u></p> <p><b>8 道路等の復旧に係る施設・設備等</b></p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏ました修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
73	<p><b>8 非常用水源の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 非常用水源の確保</p> <p>(略)</p> <p>才 井戸の<u>利用</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(7) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。</u></p> <p><u>(1) 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。</u></p>	<p><b>9 非常用水源の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 非常用水源の確保</p> <p>(略)</p> <p>才 井戸<u>等の代替水源の確保</u></p> <p><u>(ア) 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、非常用水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
74	<p><b>9 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p><u>(1) (追加)</u></p> <p>市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>10 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</b></p> <p><u>(1) 物資の備蓄</u></p> <p>市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 調達・輸送体制</u></p> <p><u>災害時における調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p><b>(2) (追加)</b> 市町村及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p><b>(3) (追加)</b> 市町村及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p><b>(4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。</b></p>	<p><u>を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><b>(3) 新物資システム（B-PLO）の活用</b> 市町村及び県は、新物資システム（B-PLO）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</p> <p><b>(4) 家庭における備蓄の啓発</b> 市町村及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。</p> <p><b>(5) 訓練の実施等</b> 市町村及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	
75	<p>(略)</p> <p><b>11 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市町村は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物</p>	<p>(略)</p> <p><b>12 災害廃棄物処理に係る事前対策</b></p> <p>(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市町村は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物</p>	防災基本計画を踏まえた修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p>を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。<u>(追加)</u></p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、<u>(追加)</u>県及び市町村、関係団体の職員を対象として、<u>(追加)</u>人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(略) <u>(追加)</u></p>	<p>を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。<u>また、必要に応じて、市町村災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性向上に努める。</u></p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、<u>必要に応じて、県災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めながら、</u>県及び市町村、関係団体の職員を対象として、<u>定期的に</u>人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(略)</p>	
76	<p><b>12 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>(追加)</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>13 事前復興まちづくり</b></p> <p>県（都市・交通局）及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努めるものとする。</p> <p><b>14 罹災証明書の発行体制の整備</b></p> <p>(1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の</u>民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p><b>15 被災者支援業務の迅速化・効率化</b></p> <p>市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的</p>	

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
		に検討するものとする。	
	<b>第7章 避難行動の促進対策</b>	<b>第7章 避難行動の促進対策</b>	
	<b>第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備</b>	<b>第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備</b>	
78	3県(防災安全局)、市町村及びライフライン事業者における措置 (略) <u>(追加)</u>	3県(防災安全局)、市町村及びライフライン事業者における措置 (略) <b>4 放送事業者における措置</b> 地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。 (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。 (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。 (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。 (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。	記載場所の整理
	<b>第5節 避難に関する意識啓発</b>	<b>第5節 避難に関する意識啓発</b>	
81	市町村、県(防災安全局、関係局)及び名古屋地方気象台における措置 市町村及び県は、 <u>(追加)</u> 住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。  <u>また</u> 、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。 (略)	市町村、県(防災安全局、関係局)及び名古屋地方気象台における措置 市町村及び県は、「 <u>自らの命は自らが守る</u> 」という意識を持ち、 <u>自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知するものとする</u> 。また、住民が的確な避難行動をとができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。 <u>さらに</u> 、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。 (略)	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>	<b>第1節 避難所の指定・整備等</b>	
	<b>市町村における措置</b> (略) (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ア 市町村は、 <u>(追加)</u> 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避	<b>市町村における措置</b> (略) (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ア 市町村は、 <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付</u>	防災基本計画を踏まえた修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p>難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p><u>けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	
	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	<b>第2節 要配慮者支援対策</b>	
85	<p><b>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>（略）</p>	防災基本計画を踏まえた修正
86	<p><b>（3）避難行動要支援者対策</b></p> <p>ア 市町村は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。</p> <p>さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（略）</p>	<p><b>（3）避難行動要支援者対策</b></p> <p>ア 市町村は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。</p> <p>さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p><u>また、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	
	<b>第9章 災害予防・危険性物質の防災対策</b>	<b>第9章 災害予防・危険性物質の防災対策</b>	
89	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 県及び市町村は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 県及び市町村は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を</p>	表現の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。なお、 <u>石油コンビナート地域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、愛知県石油コンビナート等防災計画で定めるところによる。</u>	指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。なお、 <u>県は石油コンビナート等災害防止法に基づき、愛知県石油コンビナート等防災計画において、石油コンビナート地域の危険物施設を定める。</u>	
	<b>第10章 津波等予防対策</b>	<b>第10章 津波等予防対策</b>	
	<b>第2節 津波防災体制の充実</b>	<b>第2節 津波防災体制の充実</b>	
95	<p><b>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者（追加）における措置</b></p> <p>興行場、駅、<u>（追加）</u>その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><b>4 津波災害警戒区域の指定に係る事項</b></p> <p>（略）</p>	<p><b>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者等における措置</b></p> <p>興行場、駅、<u>空港、港湾ターミナル</u>その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、その管理する施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮し、また、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p><u>また、鉄道事業者や旅客船事業者は、同様に、乗客の避難誘導計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達するものとする。</u></p> <p><b>4 県、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>（1）自らが管理又は運営する施設について、<u>地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施体制の整備を図る。</u></p> <p>（2）工事中の建築物その他の工作物又は施設について、<u>津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置を講じる体制の整備を図る。</u></p> <p><b>5 津波災害警戒区域の指定に係る事項</b></p> <p>（略）</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏ました修正
	<b>第3節 津波防災知識の普及</b>	<b>第3節 津波防災知識の普及</b>	
97	<p><b>2 関係市町村における措置</b></p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><b>2 関係市町村における措置</b></p> <p>（略）</p> <p><b>3 道路管理者における措置</b></p> <p><u>道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間で、津波警報等の発表時に道路交通規制を予定している区間があるときは、交通規制の内容を事前に周知する。</u></p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏ました修正
	<b>第11章 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第11章 広域応援・受援体制の整備</b>	
	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>	
101	<b>2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b>	<b>2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b>	防災基本計

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
	<p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>ア</u> 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>(略)</p> <p>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p><u>加えて、県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ア 受援計画の作成等</u></p> <p><u>県及び市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。</u></p> <p><u>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p> <p><u>イ</u> 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</p> <p>(略)</p>	画を踏まえた修正
	<b>第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備</b>	<b>第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備</b>	
102	<p>1 県 (防災安全局、保健医療局 <u>(追加)</u>) 及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 医療救護活動の広域応援</p> <p>(略)</p>	<p>1 県 (防災安全局、保健医療局、<u>教育委員会</u>) 及び市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4) 医療救護活動の広域応援</p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
103	<p>ア 災害派遣医療チーム (DMA T)、災害派遣精神医療チーム (D P A T)、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>ア 災害派遣医療チーム (DMA T)、災害派遣精神医療チーム (D P A T)、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練</p> <p><u>イ 災害時健康危機管理支援チーム (D H E A T) や保健師等チームの</u></p>	

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p><u>イ</u> ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参考拠点等の確保の運用体制の構築等 (略) (5) 自衛隊 (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>構成員の人材育成及び資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練</u> <u>カ</u> ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参考拠点等の確保の運用体制の構築等 (略) (5) 自衛隊 (略) <u>(6) 被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）</u> <u>県教育委員会は、大規模災害時における児童生徒の学びの継続のため、あらかじめ、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E S T）に係る体制の整備を図るものとする。</u></p>	
103	<p><b>3 中部地方整備局における措置</b> 中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（T E C—F O R C E）等が迅速に活動できるよう、<u>(追加)</u> 人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p><b>3 中部地方整備局における措置</b> 中部地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（T E C—F O R C E）等が迅速に活動できるよう、<u>T E C—F O R C E 予備隊員を含む</u> 人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るとともに、研修及び実践的な訓練の実施により、支援体制の充実・強化を図るものとする。 <u>また、高度な専門性を有する T E C—F O R C E アドバイザーや T E C—F O R C E パートナーなど多様な主体との更なる連携強化による応援体制を進めていく。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
	<b>第 12 章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	<b>第 12 章 防災訓練及び防災意識の向上</b>	
	<b>第 1 節 防災訓練の実施</b>	<b>第 1 節 防災訓練の実施</b>	
106	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村等における措置</b> (1) 総合防災訓練 県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体<u>(追加)</u> 及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。 (略) (8) 図上訓練等</p>	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村等における措置</b> (1) 総合防災訓練 県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体、<u>自主防災組織</u> 及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。 (略) (8) 図上訓練等</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
107	<p>県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。 <u>(追加)</u> <u>また、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、</u></p>	<p>県及び市町村は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。 <u>(9) 各種防災関連システムの操作研修</u> <u>県は、愛知県防災情報システムのほか、新総合防災情報システム（S</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	研修や訓練の実施に努める <u>ものとする</u> 。	<u>O B O - W E B</u> や新物資システム（B - P L o）等の各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める <u>（削除）</u> 。	た修正
	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	<b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b>	
108	<b>県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</b> (1) 防災意識の啓発 (略) 名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。 さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 シ 応急手当方法の紹介、 <u>平素から県民が実施すべき</u> 水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 (略) <u>タ</u> <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>チ</u> <u>南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びに</u> これに基づきとられる措置の内容 <u>ツ</u> <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された</u> 場合及び <u>（追加）</u> 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う <u>避難・救助活動</u> 、初期消火及び自動車 <u>運行</u> 自粛等 <u>（追加）</u> 防災上とるべき行動に関する知識 (2) 防災に関する知識の普及 県及び市町村は、 <u>（追加）</u> 防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。	<b>県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</b> (1) 防災意識の啓発 (略) 名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。 さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 シ 応急手当方法の紹介、 <u>県民自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の</u> 水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容 (略) <u>（削除）</u> <u>タ</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及び</u> これに基づきとられる措置の内容 <u>チ</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された</u> 場合及び <u>南海トラフ</u> 地震が発生した場合の出火防止 <u>対策</u> 、近隣の人々と協力して行う <u>救助活動・避難行動</u> 、初期消火及び自動車 <u>運転の</u> 自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (2) 防災に関する知識の普及 県及び市町村は、 <u>過去に災害発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、</u> 防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育セン	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏ました修正
109	<u>タ</u> <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>チ</u> <u>南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びに</u> これに基づきとられる措置の内容 <u>ツ</u> <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された</u> 場合及び <u>（追加）</u> 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う <u>避難・救助活動</u> 、初期消火及び自動車 <u>運行</u> 自粛等 <u>（追加）</u> 防災上とるべき行動に関する知識 (2) 防災に関する知識の普及 県及び市町村は、 <u>（追加）</u> 防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育セン	<u>タ</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及び</u> これに基づきとられる措置の内容 <u>チ</u> <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された</u> 場合及び <u>南海トラフ</u> 地震が発生した場合の出火防止 <u>対策</u> 、近隣の人々と協力して行う <u>救助活動・避難行動</u> 、初期消火及び自動車 <u>運転の</u> 自粛等、防災上とるべき行動に関する知識 (2) 防災に関する知識の普及 県及び市町村は、 <u>過去に災害発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、</u> 防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育セン	

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
	<p>(略)</p> <p>(6) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>(略)</p> <p>通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>ターの活用を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 報道媒体の活用及び協力要請</p> <p>(略)</p> <p>通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること、及び災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の周知に努める。</p> <p>(略)</p>	
	<b>第3節 防災のための教育</b>	<b>第3節 防災のための教育</b>	
111	<p><b>2 県(防災安全局)における措置</b></p> <p>県職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(7) 南海トラフ地震に関する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(8) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び(追加)地震が発生した場合に(追加)とるべき行動に関する知識</u></p>	<p><b>2 県(防災安全局)における措置</b></p> <p>県職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(6) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(7) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u></p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>	
	<b>第1章 活動体勢(組織の動員配備)</b>	<b>第1章 活動体勢(組織の動員配備)</b>	
	<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>	<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>	
117	<p><b>1 県(防災安全局)における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>1 県(防災安全局)における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 職員の健康管理</u></p> <p><u>県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
118	<u>(7) 国の現地災害対策本部との調整</u>	<u>(8) 国の現地災害対策本部との調整</u>	

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
	(略)	(略)	
118	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 組織及び活動体制 (略) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 (略)</p>	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 組織及び活動体制 (略)</p> <p><b>(2) 職員の健康管理</b> <u>市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u></p> <p>(3) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告 (略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
	<b>第2節 職員の派遣要請</b>	<b>第2節 職員の派遣要請</b>	
119	<p><b>1 県(防災安全局)における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p><b>1 県(防災安全局)における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。</p> <p><u>なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
119	<b>2 市町村における措置</b>	<b>2 市町村における措置</b>	防災基本計画を踏まえた修正
120	<p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。</p> <p><u>なお、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
	<b>第3節 災害救助法の適用</b>	<b>第3節 災害救助法の適用</b>	
120	<p><b>1 県(防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会)における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村への委任 (略)</p>	<p><b>1 県(防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会)における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村への委任 (略)</p>	災害救助法の改正を踏まえた修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)			修正 (2026年2月修正案)			備考
	救助の種類	実施者		救助の種類	実施者		
		局地災害の場合	広域災害の場合		局地災害の場合	広域災害の場合	
	避難所の供与	市町村 (県が委任)		避難所の供与	市町村 (県が委任)		
	要配慮者の輸送	市町村 (県が委任)		要配慮者の輸送	市町村 (県が委任)		
	応急仮設住宅の設置	県 (建築局)		応急仮設住宅の設置	県 (建築局)		
	食品の給与	市町村 (県が委任)		食品の給与	市町村 (県が委任)		
	飲料水の供給	市町村 (県が委任)		飲料水の供給	市町村 (県が委任)		
	被服、寝具の給与	市町村 (県が委任)		被服、寝具の給与	市町村 (県が委任)		
	医療、助産	市町村 (県が委任)	県 (福祉局、保健医療局) 日本赤十字社愛知県支部	医療、助産	市町村 (県が委任)	県 (福祉局、保健医療局) 日本赤十字社愛知県支部	
	被災者の救出	市町村 (県が委任)		被災者の救出	市町村 (県が委任)		
	(追加)			福祉サービスの提供			
	住宅の応急修理	市町村 (県が委任)	県 (建築局)	災害派遣福祉チーム (DWAT) の派遣等	県 (福祉局)		
	学用品の給与			上記以外	市町村 (県が委任)		
	市町村立学校児童生徒分	市町村 (県が委任)		住宅の応急修理	市町村 (県が委任)	県 (建築局)	
	県立学校、私立学校等児童生徒分	県 (県民文化局、教育委員会)		学用品の給与			
	埋葬	市町村 (県が委任)		市町村立学校児童生徒分	市町村 (県が委任)		
	死体の搜索及び処理	市町村 (県が委任)		県立学校、私立学校等児童生徒分	県 (県民文化局、教育委員会)		
	住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村 (県が委任)		埋葬	市町村 (県が委任)		
	(略)			死体の搜索及び処理	市町村 (県が委任)		
	第2章 避難行動			住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村 (県が委任)		
	第2節 避難情報			(略)			
129	8 避難の措置と周知			8 避難の措置と周知			表現の整理
	(略)			(略)			
	(1) 住民への周知徹底			(1) 住民への周知徹底			
	(略)			(略)			
	イ 伝達手段としては、防災行政無線 (屋外拡声器、戸別受信機)、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話 (緊急速報メール機能 <u>(追加)</u> を含む。)、広報車の巡回、警鐘、 <u>吹き流し</u> あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。			イ 伝達手段としては、防災行政無線 (屋外拡声器、戸別受信機)、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話 (緊急速報メール機能 <u>SNS</u> を含む。)、広報車の巡回、警鐘、 <u>津波フラッグ</u> あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。			

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考																														
	(略)	(略)																															
	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>																															
	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>																															
133	<p><b>2県(防災安全局、関係局)の措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集</p> <p>県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機、高所監視カメラ<u>を活用するとともに</u>、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。</p> <p>(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告</p> <p>市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号)及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣(消防庁経由)に行うとともに、<u>必要に応じ</u>関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2県(防災安全局、関係局)の措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災ヘリコプター等による災害状況の収集</p> <p>県は、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、<u>収集した画像情報について、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする</u>。また、調査班を編成し、より積極的に災害状況の収集を行う。</p> <p>(4) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告</p> <p>市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号)及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣(消防庁経由)に行うとともに、<u>新総合防災情報システム(SOB-O-WE-B)を活用して</u>関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正																														
	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第4章 応援協力・派遣要請</b>																															
141	<p><b>■主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援要請</li> <li>○他市町村への応援内容指示</li> <li>○緊急消防援助隊等の要請</li> <li>○海上保安庁への応援要請</li> <li>○自衛隊への災害派遣要請</li> <li>○<u>広域ボランティア支援本部</u>の設置</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○知事・<u>(追加)</u>他市町村に対する応援要求</li> <li>○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請</li> <li>○緊急消防援助隊の要請</li> <li>○県に対する海上保安庁の応援要請</li> <li>○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請</li> <li>○災害ボランティアセンターの設置</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援要請</li> <li>○他市町村への応援内容指示</li> <li>○緊急消防援助隊等の要請</li> <li>○海上保安庁への応援要請</li> <li>○自衛隊への災害派遣要請</li> <li>○<u>広域ボランティア支援本部</u>の設置</li> </ul>				市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知事・<u>(追加)</u>他市町村に対する応援要求</li> <li>○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請</li> <li>○緊急消防援助隊の要請</li> <li>○県に対する海上保安庁の応援要請</li> <li>○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請</li> <li>○災害ボランティアセンターの設置</li> </ul>				<p><b>■主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援要請</li> <li>○他市町村への応援内容指示</li> <li>○緊急消防援助隊等の要請</li> <li>○海上保安庁への応援要請</li> <li>○自衛隊への災害派遣要請</li> <li>○<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>の設置</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○知事・<u>指定行政機関等</u>・他市町村に対する応援要求</li> <li>○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請</li> <li>○緊急消防援助隊の要請</li> <li>○県に対する海上保安庁の応援要請</li> <li>○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請</li> <li>○災害ボランティアセンターの設置</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援要請</li> <li>○他市町村への応援内容指示</li> <li>○緊急消防援助隊等の要請</li> <li>○海上保安庁への応援要請</li> <li>○自衛隊への災害派遣要請</li> <li>○<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>の設置</li> </ul>				市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知事・<u>指定行政機関等</u>・他市町村に対する応援要求</li> <li>○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請</li> <li>○緊急消防援助隊の要請</li> <li>○県に対する海上保安庁の応援要請</li> <li>○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請</li> <li>○災害ボランティアセンターの設置</li> </ul>				<p>「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正及び防災基本計画を踏まえた修正</p>
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援要請</li> <li>○他市町村への応援内容指示</li> <li>○緊急消防援助隊等の要請</li> <li>○海上保安庁への応援要請</li> <li>○自衛隊への災害派遣要請</li> <li>○<u>広域ボランティア支援本部</u>の設置</li> </ul>																																
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知事・<u>(追加)</u>他市町村に対する応援要求</li> <li>○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請</li> <li>○緊急消防援助隊の要請</li> <li>○県に対する海上保安庁の応援要請</li> <li>○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請</li> <li>○災害ボランティアセンターの設置</li> </ul>																																
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																													
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域応援要請</li> <li>○他市町村への応援内容指示</li> <li>○緊急消防援助隊等の要請</li> <li>○海上保安庁への応援要請</li> <li>○自衛隊への災害派遣要請</li> <li>○<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>の設置</li> </ul>																																
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知事・<u>指定行政機関等</u>・他市町村に対する応援要求</li> <li>○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請</li> <li>○緊急消防援助隊の要請</li> <li>○県に対する海上保安庁の応援要請</li> <li>○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請</li> <li>○災害ボランティアセンターの設置</li> </ul>																																

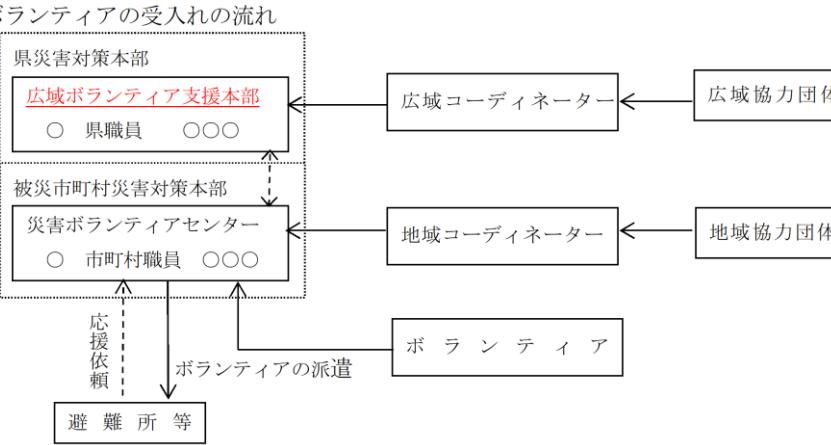
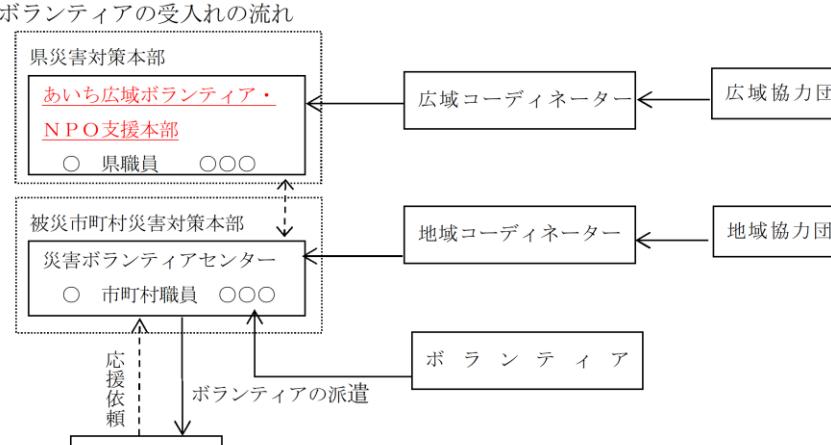
## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考																
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">防災 機関 関係</td> <td>○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	防災 機関 関係	○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼		→	(追加)				<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">防災 機 関 関 係</td> <td>○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼</td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行政 機 関 関 係 (指定地 方)</td> <td>○応急措置の実施</td> <td></td> <td>→</td> </tr> </table>	防災 機 関 関 係	○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼		→	行政 機 関 関 係 (指定地 方)	○応急措置の実施		→	
防災 機関 関係	○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼		→																
(追加)																			
防災 機 関 関 係	○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼		→																
行政 機 関 関 係 (指定地 方)	○応急措置の実施		→																
	<b>第1節 応援協力</b>	<b>第1節 応援協力</b>																	
144	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 知事に対する応援要求等 (災害対策基本法第68条) (略) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求 (災害対策基本法第67条) (略)</p>	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 知事に対する応援要求等 (災害対策基本法第68条) (略)</p> <p><u>(2) 知事に対する応急措置の実施の要請の要求等 (災害対策基本法第68条の2)</u> 市町村長は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 市町村は、県との通信の途絶等の理由により、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定地方行政機関に通知するものとする。</p> <p>(3) 他の市町村長に対する応援要求 (災害対策基本法第67条) (略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正																
144	<b>3 中部地方整備局における措置</b> <u>(追加)</u>	<p><b>3 指定地方行政機関における措置</b></p> <p><u>(1) 知事からの求めに基づく応援等 (災害対策基本法第74条の4第1項)</u> 知事から、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。</p> <p><u>(2) 知事からの要求を待たない応援 (災害対策基本法第74条の4第2項)</u> 指定地方行政機関は、知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、知事からの応援の要求を待つことまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</p> <p><u>(3) 市町村からの通知に基づく応急措置の実施 (災害対策基本法第68条の2)</u> 2 (2) の場合において、当該通知を受けた指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、知事からの要請を待つことまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p>	防災基本計画を踏まえた修正																

地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	(1) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2） (略)	(4) 市町村の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2） (略)	
	<b>第4節 ボランティアの受入</b>	<b>第4節 ボランティアの受入</b>	
149	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(1) 県は、市町村ボランティアセンターを支援するため、<u>広域ボランティア支援本部</u>を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>広域ボランティア支援本部</u>に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p> <p>(3) <u>広域ボランティア支援本部</u>においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(1) 県は、市町村ボランティアセンターを支援するため、<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>を設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。</p> <p>(2) <u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>に配置された県職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、県災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。</p> <p>(3) <u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>においては、コーディネーターから依頼があったときは、愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱に基づき、登録ボランティアグループにボランティア協力応援を依頼する。</p> <p>(略)</p>	「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正
150	<p><b>3 コーディネーターの役割</b></p> <p>(1) 市町村の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>(2) 県の<u>広域ボランティア支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>3 コーディネーターの役割</b></p> <p>(1) 市町村の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。</p> <p>(2) 県の<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部</u>に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。</p> <p>(略)</p>	「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正
150	<p><b>5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</b></p> <p>(1) 県と「<u>ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定</u>」を締結している団体 (略)</p> <p>(2) その他のボランティア団体等 (略)</p>	<p><b>5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</b></p> <p>(1) 県と「<u>あいち広域ボランティア・NPO支援本部に関する協定書</u>」を締結している団体 (略)</p> <p>(2) その他のボランティア団体等 (略)</p>	「あいち広域ボランティア・NPO支援本部」の設置に伴う修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
			
	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	<b>第5節 防災活動拠点の確保等</b>	
151	<p><b>2 防災活動拠点の確保等</b>  <u>(追加)</u></p> <p>県及び市町村は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震、<u>東海地震、東南海・南海地震の</u>発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B-PLo)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>2 防災活動拠点の確保等</b>  <u>(1) 防災活動拠点の確保</u></p> <p>県及び市町村は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震 <u>(削除)</u> 発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。</p> <p><u>(2) 物資輸送拠点</u>  <u>(削除)</u></p> <p>物資拠点の効率的な運営を図るため、<u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正及び記載場所の整理
	<b>第5章 救出・救助対策</b>	<b>第5章 救出・救助対策</b>	
	<b>第2節 海上における避難救出活動</b>	<b>第2節 海上における避難救出活動</b>	
157	<b>1 第四管区海上保安本部における措置</b> <u>(略)</u>	<b>1 第四管区海上保安本部における措置</b> <u>(略)</u>	南海トラフ地震防災対

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考																																																																																																																												
158	<p>(4) 船舶交通の安全確保対策</p> <p>ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。</p> <p>イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告（港則法）、港の出入口付近等における交通整理（<u>追加</u>）等必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p>	<p>(4) 船舶交通の安全確保対策</p> <p>ア 津波情報を迅速に収集し、かつ、その周知を図る。</p> <p>イ 津波により在港船が遭難するおそれがある場合又は船舶交通の安全を確保する必要がある場合には、在港船舶に対する避難勧告（港則法）、港の出入口付近等における交通整理、<u>船舶の安全な海域への退避</u>等必要な措置を講ずる。</p> <p>（略）</p>	策推進基本計画を踏まえた修正																																																																																																																												
	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>	<b>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b>																																																																																																																													
167	<p>■基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>（追加）透析リエゾン</u>、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>■基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	防災基本計画を踏まえた修正																																																																																																																												
167	<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県</td> <td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○DMAT及び医療救護班への派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○医薬品等の確保</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○県域を越えた協力体制の確立</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○DPATの派遣及び派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○JDATの派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○災害支援ナースの派遣調整・要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td><u>（追加）</u></td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→			○DMAT及び医療救護班への派遣要請	→			○医薬品等の確保	→			○広域医療搬送実施のためのSCUの設置	→			○地域医療搬送実施のためのSCUの設置	→			○県域を越えた協力体制の確立	→			○DPATの派遣及び派遣要請	→			○JDATの派遣要請	→			○災害支援ナースの派遣調整・要請	→			<u>（追加）</u>	→			○保健活動及び心のケア	→			○防疫組織の編成	→			○防疫活動	→			○DHEATの派遣及び派遣要請	→			<p>■主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県</td> <td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○DMAT及び医療救護班への派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○医薬品等の確保</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○県域を越えた協力体制の確立</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○DPATの派遣及び派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○JDATの派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○災害支援ナースの派遣調整・要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td><u>○船舶を活用した医療活動の要請</u></td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→			○DMAT及び医療救護班への派遣要請	→			○医薬品等の確保	→			○広域医療搬送実施のためのSCUの設置	→			○地域医療搬送実施のためのSCUの設置	→			○県域を越えた協力体制の確立	→			○DPATの派遣及び派遣要請	→			○JDATの派遣要請	→			○災害支援ナースの派遣調整・要請	→			<u>○船舶を活用した医療活動の要請</u>	→			○保健活動及び心のケア	→			○防疫組織の編成	→			○防疫活動	→			○DHEATの派遣及び派遣要請	→			防災基本計画を踏まえた修正
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																																																											
県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→																																																																																																																													
	○DMAT及び医療救護班への派遣要請	→																																																																																																																													
	○医薬品等の確保	→																																																																																																																													
	○広域医療搬送実施のためのSCUの設置	→																																																																																																																													
	○地域医療搬送実施のためのSCUの設置	→																																																																																																																													
	○県域を越えた協力体制の確立	→																																																																																																																													
	○DPATの派遣及び派遣要請	→																																																																																																																													
	○JDATの派遣要請	→																																																																																																																													
	○災害支援ナースの派遣調整・要請	→																																																																																																																													
	<u>（追加）</u>	→																																																																																																																													
○保健活動及び心のケア	→																																																																																																																														
○防疫組織の編成	→																																																																																																																														
○防疫活動	→																																																																																																																														
○DHEATの派遣及び派遣要請	→																																																																																																																														
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																																																											
県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→																																																																																																																													
	○DMAT及び医療救護班への派遣要請	→																																																																																																																													
	○医薬品等の確保	→																																																																																																																													
	○広域医療搬送実施のためのSCUの設置	→																																																																																																																													
	○地域医療搬送実施のためのSCUの設置	→																																																																																																																													
	○県域を越えた協力体制の確立	→																																																																																																																													
	○DPATの派遣及び派遣要請	→																																																																																																																													
	○JDATの派遣要請	→																																																																																																																													
	○災害支援ナースの派遣調整・要請	→																																																																																																																													
	<u>○船舶を活用した医療活動の要請</u>	→																																																																																																																													
○保健活動及び心のケア	→																																																																																																																														
○防疫組織の編成	→																																																																																																																														
○防疫活動	→																																																																																																																														
○DHEATの派遣及び派遣要請	→																																																																																																																														
	<b>第1節 医療救護</b>	<b>第1節 医療救護</b>																																																																																																																													
169	<p>1 県（保健医療局）における措置</p> <p>(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整</p> <p>ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</p> <p>県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県か</p>	<p>1 県（保健医療局）における措置</p> <p>(1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整</p> <p>ア 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</p> <p>県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県か</p>	防災基本計画を踏まえた修正																																																																																																																												

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
170	<p>らの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>(追加)</u>透析リエゾン、災害看護コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害支援ナースの派遣要請等</p> <p>県は、必要があると認めるときは、災害支援ナースの派遣に関する協定締結施設等に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。</p> <p>(7) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>らの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、透析リエゾン、災害看護コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害支援ナースの派遣要請等</p> <p>県は、必要があると認めるときは、災害支援ナースの派遣に関する協定締結施設等に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。</p> <p>(7) SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 船舶を活用した医療活動の要請</u></p> <p>県は、必要に応じ、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</p>	
	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
	<b>第2節 道路施設対策</b>	<b>第2節 道路施設対策</b>	
187	<p>(略)</p> <p><b>3 県（建設局）における措置</b></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>3 県（建設局）における措置</b></p> <p>(略)</p>	復旧に係る手続簡素化を推進するため
188	<p>(4) 情報の提供</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(4) 情報の提供</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 道路占用物件の緊急復旧</u></p> <p>大規模災害等によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、可能な範囲で、復旧作業の実施に係る手続の簡素化を図るものとする。</p>	
	<b>第3節 空港施設対策</b>	<b>第3節 空港施設対策</b>	
190	<p><b>（中部国際空港）</b></p> <p><b>1 中部国際空港株式会社における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急復旧活動の実施</p> <p>空港は、被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。</p>	<p><b>（中部国際空港）</b></p> <p><b>1 中部国際空港株式会社における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 応急復旧活動の実施</p> <p>空港は、被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。</p>	防災基本計画を踏まえた修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
	<u>(追加)</u>	<u>また、必要に応じて、国土交通省に対し、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用した支援を要請する。</u>	
	<b>第4節 港湾・漁港施設対策</b>	<b>第4節 港湾・漁港施設対策</b>	
191	<b>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</b> <u>(追加)</u> <p>(1) 応急復旧活動 防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、民間事業者団体等との協力体制に努め、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局部的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重大な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。</p> <p>(略)</p>	<b>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</b> <u>(1) 被害状況の把握・報告、利用可否判断</u> <u>港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国（国土交通省）に対して被害状況を報告するとともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行うものとする。</u> <u>(2) 応急復旧活動</u> <p>防潮壁・防潮水門に、き裂倒壊等が生じた場合、民間事業者団体等との協力体制に努め、当該施設の機能の保持、回復を図る。特に、局部的な被害を受け、応急復旧の遅延がさらに次の被害を誘発し、重大な機能障害を生ずるおそれのある場合は、被害の局限化を図る措置を速やかに講ずる。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
191	<b>2 第四管区海上保安本部における措置</b> <u>(追加)</u> <p>(1) 船舶交通の整理・指導 海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。</p> <p>(略)</p>	<b>2 第四管区海上保安本部における措置</b> <u>(1) 津波により船舶に危険が予想される場合の対応</u> <u>津波による危険が予想される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずる。</u> <u>(2) 船舶交通の整理・指導</u> <p>海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。</p> <p>(略)</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	<b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b>	
	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	<b>第1節 避難所の開設・運営</b>	
200	<b>1 市町村における措置</b> <p>(1) 避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するもの</p>	<b>1 市町村における措置</b> <p>(1) 避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するもの</p>	防災基本計画を踏まえた修正

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
201	<p>とする。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>（追加）</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と<u>生活環境、プライバシーへの配慮</u></p> <p>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</p> <p>オ 避難所運営における女性 <u>（追加）</u> の参画等</p> <p>避難所の運営における女性 <u>（追加）</u> の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女</p>	<p>とする。</p> <p>また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等 <u>とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u> を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と<u>避難生活における良好な生活環境の確保</u></p> <p>避難者のニーズを早急に把握するとともに内閣府が作成した「<u>避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針</u>」を踏まえ、次の事項に留意し、良好な生活環境の確保に努めること。また、国の災害対応車両登録制度の活用も検討すること。</p> <p>(ア) <u>生活空間の確保</u></p> <p><u>避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めること。</u></p> <p>(イ) <u>食事の提供</u></p> <p><u>避難者の食事の状況を把握し、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。そのため、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料確保に努めること。</u></p> <p><u>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「<u>愛知県避難生活支援マニュアル</u>」を参考に配慮すること。</u></p> <p>(ウ) <u>トイレ及び入浴設備の設置</u></p> <p><u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>オ 避難所運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画等</p> <p>避難所の運営における女性<u>や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮<u>やこども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所に</p>	

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p>性による配布、避難所における安全性の確保 <u>(追加)</u> など、女性や子育て家庭 <u>(追加)</u> のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>カ 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「<u>愛知県避難所運営マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (略)</p> <p><u>ク 物資の配給等避難者への生活支援</u> <u>(略)</u></p> <p><u>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</u> (略)</p>	<p>における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>こども・若者</u>のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>カ 避難者への情報提供 (略) また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「<u>愛知県避難生活支援マニュアル</u>」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ク 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</u> (略)</p>	
203	<p>(略)</p> <p><b>3 広域一時滞在に係る協議等</b></p> <p>(1) 市町村における措置 市町村は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。 <u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>3 広域一時滞在に係る協議等</b></p> <p>(1) 市町村における措置 市町村は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</p> <p><u>その際には、避難先市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。</u></p> <p><u>また、県内避難先市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	防災基本計画を踏まえた修正
	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
206	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>■基本方針</b></p> <p>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。</p> <p>○ <u>関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に</u> <u>関し、新物資システム（B-PL0）等を活用し情報共有を図り、相互に協力</u> <u>するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画を踏まえた修正
	<b>第1節 給水</b>	<b>第1節 給水</b>	
206	<b>1 市町村における措置</b>	<b>1 市町村における措置</b>	防災基本計

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
	<p>(1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。</p> <p>(2) 断水が生じた場合、<u>（追加）目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。</p> <p>(2) 断水が生じた場合、<u>速やかに断水状況を把握した上で、目標水量を目安にし、応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	画を踏ました修正
207	<p><b>3 応急給水</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「<u>搬送</u>給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p>	<p><b>3 応急給水</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「<u>運搬</u>給水」とするが、内容等により臨機に対応する。</p>	語句の修正
207	<p><b>4 応援体制</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、<u>（追加）応援の可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</u></p>	<p><b>4 応援体制</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 県は、被害状況により、必要があると認めたときは、<u>公益社団法人日本水道協会愛知県支部長に対し、応援の可能な県内水道事業者等の応援を要請する。</u></p>	表現の整理
	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>第6節 通信施設の応急対策</b>	<b>第6節 通信施設の応急対策</b>	
225	<p>(略)</p> <p><b>4 放送事業者における措置</b></p> <p><u>地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。</p> <p>(2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。</p> <p>(3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。</p> <p>(4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p><u>削除</u></p>	記載場所の整理
	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
	<b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b>	<b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b>	
	<b>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</b>	<b>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</b>	
251	1 県（総務局、 <u>（追加）</u> 福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料	1 県（総務局、 <u>県民文化局</u> 、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料	指定地方行

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2025年5月修正）	修正（2026年2月修正案）	備考
252	<p><b>等所管部局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害見舞金の支給</p> <p>自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>手数料等所管部局）における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害見舞金の支給</p> <p>自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p> <p><b>(6) 特別行政相談活動の連絡・調整等</b></p> <p><u>県は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u></p>	政機関への指定を踏ました修正
252	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 義援金の受付、支給</p> <p>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 義援金の受付、支給</p> <p>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</p> <p><b>(5) 特別行政相談活動の連絡・調整等</b></p> <p><u>市町村は、中部管区行政評価局が特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた行政相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、円滑な相談活動の実施に向けて、必要な連絡・調整を図る。</u></p>	指定地方行政機関への指定を踏ました修正
253	<p>(略)</p> <p><b>7 中部管区行政評価局における措置</b></p> <p>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する<u>(追加)</u>特別行政相談活動を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>7 中部管区行政評価局における措置</b></p> <p>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する<u>次の</u>特別行政相談活動を行うものとする。</p> <p><b>(1) 被災者への生活支援情報の提供</b></p> <p><b>(2) 専用電話を備えた行政相談窓口の開設</b></p> <p><b>(3) 特別行政相談所の開設</b></p> <p><u>特別行政相談活動を実施する際は、県及び市町村に対して調整等協力を依頼する。</u></p>	指定地方行政機関への指定を踏ました修正
	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	<b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b>	
	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>	<b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b>	
	(略)	(略)	南海トラフ

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
261	<p><b>4 避難対策等</b></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市町村は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(令和元年5月内閣府作成)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和2年3月県作成)などに基づき、事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。</p> <p>(略)</p>	<p><b>4 避難対策等</b></p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等</p> <p>市町村は、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」(令和7年8月内閣府改訂)及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和7年12月県改訂)などに基づき、事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。</p> <p>(略)</p>	地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
262	<p><b>6 警備対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>6 県警察の活動</b></p> <p>(略)</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
262	<p><b>7 (追加) 水道、電気、ガス、通信、放送関係</b></p> <p>(1) <u>追加</u> 水道</p> <p>水道事業者 <u>追加</u> 等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>7 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係</b></p> <p>(1) <u>上下水道</u></p> <p>水道事業者 <u>及び下水道管理者</u> 等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な<u>措置を講ずる</u>体制を確保するものとする。</p> <p>(略)</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
263	<p><b>10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</b></p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県(関係局)が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 各施設に共通する事項</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 非常用発電装置、<u>追加</u> 防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p>	<p><b>10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</b></p> <p>(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県(関係局)が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 各施設に共通する事項</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 非常用発電装置、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえた修正
	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大注意)が発表された場合の対応</b>	<b>3. 南海トラフ地震臨時情報(巨大注意)が発表された場合の対応</b>	
265	<p>(略)</p> <p><b>3 住民への周知・呼びかけ</b></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>3 住民への周知・呼びかけ</b></p> <p>(略)</p>	南海トラフ地震防災対策推進基本

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2025年5月修正)	修正 (2026年2月修正案)	備考
	<p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>4県及び市町村が管理等を行う施設・設備等に関する対策</b></p> <p>県(防災安全局、関係局)及び市町村は、施設・整備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。</p> <p>(略)</p>	計画を踏ました修正
266	<p>現象発生</p> <p>南海トラフの想定震源域 またはその周辺で M6.8以上の地震が発生</p> <p>南海トラフの想定震源域の プレート境界で 通常とは異なる ゆっくりすべりが 発生した可能性</p> <p>現象発生</p> <p>5~30分後</p> <p>1~2時間後</p> <p>(最短) 2時間後</p> <p>気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表 (★)</p> <p>有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し 起きた現象を評価</p> <p>プレート境界の M8以上 の地震 (※1)</p> <p>M7以上の地 震(※2)</p> <p>ゆっくりすべり (※3)</p> <p>左の条件を 満たさない 場合</p> <p>南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)</p> <p>南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)</p> <p>南海トラフ地震 臨時情報 (調査終了)</p> <p>※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災 対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正</p>	<p>現象発生</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域 又はその周辺で 連続的な評価で算出されたM6.8以上 の地震が発生</p> <p>現象発生</p> <p>5~30分後</p> <p>1~2時間後</p> <p>(最短) 2時間後</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表 (★)</p> <p>有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し 起きた現象を評価</p> <p>半割れケース プレート境界の Mw8.0以上 の地震(※1)</p> <p>一部割れケース Mw7.0以上 の地震(※2)</p> <p>ゆっくりすべり ケース ゆっくりすべり (※3)</p> <p>左の条件を 満たさない 場合</p> <p>南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)</p> <p>南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)</p> <p>南海トラフ地震 臨時情報 (調査終了)</p> <p>(★) 調査が2時間程度以上に及ぶ場合などにおいて、調査の継続情報を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある</p> <p>※内閣府「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」の図に加筆・修正</p>	南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインを踏ました修正

※上記修正に関連する「主な機関の措置」の表の修正については、新旧対照表への記載を省略する。